

試験問題（解答時間50分）（100点）

所得税法

問1

次の資料に基づき、アパートの貸付が事業的規模以外である場合における甲の本年分の不動産所得の金額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。（計8点）

〈資料〉

1. 甲は以前よりアパートを貸付けていたが、アパートの建て替えをするために、本年5月末をもって契約を解除し、ただちにアパートを取り壊している。
2. アパートの取り壊し直前の未償却残額は12,000,000円であり、甲はアパートを取り壊す際に取壊費用として500,000円、借家人に対する立退料として1,000,000円を支払っている。
3. アパート及びその敷地に係る固定資産税が380,000円ある。
4. 家賃収入として本年分の総収入金額に算入すべき金額は3,200,000円（適正額）であり、上記以外の諸経費は420,000円（適正額）である。

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
不動産所得	□ D □	(1) 総収入金額 □ A □ (2) 必要経費 (□ B □) ① 取壊費用 500,000 ② 立退料 1,000,000 ③ 固定資産税 380,000 ④ 諸経費 420,000 ⑤ 資産損失 イ 12,000,000 ロ (1)-(2)①~④=900,000 ハ イ>ロ ∴ □ C □ (3) (1)-(2)= □ D □

問2

次の列記した取引について、居住者甲の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を答えなさい。なお、解答にあたっては、居住者甲の本年分の必要経費に算入される金額が多くなるように解答欄に数値を入力しなさい。(計12点)

- (1) 倉庫の固定資産税 120,000円
これは、事業の用に供している倉庫の令和7年度分の固定資産税のうち本年中に納期が到来し支払ったものであるが、令和8年2月に納期の到来する第4期分の40,000円は上記の金額に含まれていない。
- (2) 前年分の所得税及び復興特別所得税 2,000,000円
- (3) 店舗併用住宅に係る水道光熱費 100,000円
この店舗併用住宅の事業供用割合は60%と認められる。
- (4) 損害賠償金 300,000円
これは、甲の営む事業に従事する使用人（甲の親族ではない。）が休日に事故を起こしたため、甲が事業主としての立場上やむを得ず被害者に対して支払った金額である。
なお、この事故に関して甲に故意または重過失はなかった。
- (5) 車庫に係る不動産取得税 350,000円
これは、甲が本年2月に新たに車庫を取得したことに伴い支払ったものであり、取得と同時に事業の用に供している。
なお、このほかに上記車庫に係る登録免許税150,000円を支払っているが、甲は何ら処理していない。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 固定資産税 | <input type="text" value="A"/> |
| (2) 所得税及び復興特別所得税 | <input type="text" value="B"/> |
| (3) 水道光熱費 | <input type="text" value="C"/> |
| (4) 給与 | <input type="text" value="D"/> |
| (5) 不動産取得税 | <input type="text" value="E"/> |
| (6) 登録免許税 | <input type="text" value="F"/> |

問3

次に掲げるものを、居住者甲の事業所得の金額の計算上必要経費として認められるものには○を認められないものには×を選択しなさい。(計18点)

- (1) 甲が商品運搬中に人身事故を起こし、他人にけがをさせたことにより被害者に支払った損害賠償金(甲に故意または重大な過失はない。)
- (2) 印紙を貼らなかったことによる過怠税
- (3) 甲が商品運搬中に信号無視をしたことにより支払った罰金
- (4) 店舗に係る固定資産税
- (5) 事業用資産を保険目的とする損害保険契約(保険期間1年)に係る保険料
- (6) 家事用資産に係る不動産取得税
- (7) 本年中に納付した住民税
- (8) 商品倉庫に係る登録免許税
- (9) 事業用資産の取得のため甲の父(甲と生計別)から借入れた借入金の本年分の利子

問 4

次の資料により、住宅借入金等を有する場合の特別税額控除額を求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、 は解答欄の選択肢から選びなさい。(計10点)

居住者乙は、本年1月17日に中古住宅を知人から購入している。なお、この住宅は耐震基準に適合するものとして一定のものに該当する。

〈資料〉

1. 取得した住宅の明細

家屋 床面積80㎡ (取得対価8,500,000円)

宅地 140㎡ (取得対価12,500,000円)

2. 乙は、住宅の取得のための資金を全額銀行からの借入金 (借入期間25年) により用意している。年末時点での借入金残高は20,500,000円である。

3. 本年分の所得の状況等

事業所得の金額 9,000,000円

(単位：円)

〈判定〉

$9,000,000 \leq$ \therefore 適用あり

(1) 借入金等

$20,500,000 >$ \therefore

(2) 控除額

\times % = (百円未満切捨)

問5

居住者甲（年齢53歳）の令和7年（以下「本年」という）分の所得税に係る資料は、次のとおりである。ついては、甲の本年分の納付すべき税額を甲にとって最も有利になるように解答欄に数値を入力しなさい。

なお、～については解答欄の選択肢から選択しなさい。（計52点）

〈資料I〉 飲食業に関する事項

甲は前年以前から飲食業を営んでおり、本年分の確定申告より青色申告の承認を受けようと、本年10月1日に青色申告承認申請書を税務署長に提出しているが、本年末日に至るまで何ら処分のお知らせがなかった。

飲食業に関する損益計算書は次のとおりである。

損益計算書			
自令和7年1月1日		至令和7年12月31日	
（単位：円）			
年初食材棚卸高	105,000	本年売上高	19,394,500
本年食材仕入高	10,400,000	年末食材棚卸高	115,000
その他諸経費	2,500,000	雑収入	400,000
減価償却費	885,000		
本年利益	6,019,500		
合計	19,909,500	合計	19,909,500

（付記事項）

1. 本年売上高には、甲が店の飲料品を自家消費した際に計上した150,000円（通常の店内価格）が含まれている。なお、この飲料品の仕入価額は100,000円である。
2. 年末食材棚卸高、年初食材棚卸高、本年食材仕入高はいずれも適正額である。
3. 雑収入は、甲がテレビの広告宣伝のためのクイズ番組に出演して獲得した賞金（税引前の金額）である。なお、この出演は甲の業務に関して行われたものではない。
4. その他諸経費には、甲の事業専従者である長男に支払われた金額1,200,000円及び所得税の予定納税額400,000円が含まれている。
5. 減価償却費につき、次の資産に係る減価償却費が含まれていない。
 なお、甲は減価償却資産の償却方法につき、何ら届出をしていない。

資産名	取得年月	取得価額	法定耐用年数
備品	令和7年3月	450,000円	8年

この備品は前の持ち主が6年間使用した中古の資産を取得し、取得後ただちに業務の用に供したものであり、使用可能期間の見積もりは困難である。

（参考）

定額法の償却率（抄） 2年：0.500、3年：0.334、4年：0.250、8年：0.125

〈資料Ⅱ〉 その他所得に関する事項

本年2月に中央競馬の馬券を30,000円で購入したところ、レースの結果が的中し払戻金230,000円を取得しているが、甲は何ら処理をしていない。

〈資料Ⅲ〉 所得控除額に関する事項

1. 甲が本年中に支払った医療費は次のとおりである。

甲の叔父（生計を一にしていない）に係る医療費 150,000円

甲の人間ドック費用 100,000円

なお、この人間ドックにより特に異常は認められなかった。

甲の長男に係る医療費 250,000円

これは、甲の長男が業務中に怪我をしたことにより支払ったものである。

2. 社会保険料 471,250円

3. 生命保険料 120,000円

新生命保険契約等に該当するものであり、保険金受取人は甲である。

4. 地震保険料 100,000円

甲の住宅に係るものである。

5. 甲が本年中に支払った寄附金は次のとおりである。

甲が所属する町内会に対する寄附金 36,000円

日本赤十字社に対する寄附金 8,000円

6. 本年末日現在、甲と生計を一にし、かつ同居を常況とする親族は次のとおりである。

妻 50歳 所得なし

長男 25歳 甲の営む飲食業に専ら従事する事業専従者であり、本年中に給与の支払い1,200,000円を受けている。

次男 22歳 大学生。所得なし

孫 6歳 所得なし

なお基礎控除は、48万円とする。

〈税額速算表〉

課税所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

I. 各種所得金額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
事業所得	A	(1) 総収入金額 売上高 $19,394,500 - 150,000 + \text{B} = \text{ }$ (注) $150,000 \times \text{C} \% = \text{ } > 100,000 \therefore \text{B}$ (2) 必要経費 () ① 売上原価 D ② その他諸経費 E ③ 減価償却費 (イ) その他 885,000 (ロ) 備品 $450,000 \times \text{F} \times \frac{\text{G}}{12} = \text{ }$ (注) $(8\text{年} - 6\text{年}) + 6\text{年} \times \text{H} \% = \text{ } \text{年} \rightarrow \text{ } \text{年}$ 定額法の償却率 F (ハ) (イ)+(ロ)= ④ 事業専従者控除額 (イ) I (ロ) $\frac{(1)-(2)\text{①}\sim\text{③}}{\text{J}} = \text{ }$ (ハ) (イ) (ロ) \therefore (3) 青色申告特別控除額 K (4) $(1)-(2)-(3) = \text{A}$
一時所得	L	(1) 総収入金額 () ① クイズ ② 馬券 (2) その収入を得るために支出した金額 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} > \text{M} \therefore \text{ }$ (4) $(1)-(2)-(3) = \text{L}$

II. 課税標準の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
総所得金額	<input type="text" value="O"/>	<input type="text" value="A"/> + <input type="text" value="L"/> × <input type="text" value="N"/> = <input type="text" value="O"/>
合計	<input type="text" value="O"/>	

III. 所得控除額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
医療費控除	<input type="text" value="P"/>	<input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text"/> (注) <input type="text" value="O"/> × <input type="text" value="Q"/> % > <input type="text"/> ∴ <input type="text"/>
社会保険料控除	471,250	
生命保険料控除	<input type="text" value="R"/>	
地震保険料控除	<input type="text" value="S"/>	
寄附金控除	<input type="text" value="T"/>	(注) <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text" value="T"/> (注) <input type="text"/> ≤ <input type="text"/> × <input type="text" value="U"/> % ∴ <input type="text"/>
配偶者控除	380,000	
扶養控除	<input type="text" value="V"/>	
基礎控除	480,000	
合計	<input type="text"/>	

IV. 課税所得金額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
課税総所得金額	<input type="text" value="W"/>	<input type="text" value="O"/> - <input type="text"/> = <input type="text" value="W"/> (千円未満切捨)

V. 納付税額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
算出税額	<input type="text" value="X"/>	
復興特別所得税額	<input type="text"/>	<input type="text" value="X"/> × 2.1% = <input type="text"/>
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	0	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	<input type="text"/>	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	<input type="text" value="Y"/>	
納付税額	<input type="text" value="Z"/>	

※解答欄の選択肢は省略しています

【令和7年度巡回監査士補試験】 所得税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	3,200,000
第1問	B	3,200,000
第1問	C	900,000
第1問	D	0
第2問	A	160,000
第2問	B	0
第2問	C	60,000
第2問	D	300,000
第2問	E	350,000
第2問	F	150,000
第3問	(1)	○
第3問	(2)	×
第3問	(3)	×
第3問	(4)	○
第3問	(5)	○
第3問	(6)	×
第3問	(7)	×
第3問	(8)	○
第3問	(9)	○
第4問	A	20,000,000
第4問	B	20,000,000
第4問	C	20,000,000
第4問	D	0.7
第4問	E	140,000

問題番号	解答欄	模範解答
第5問	A	6,549,250
第5問	B	105,000
第5問	C	70
第5問	D	10,390,000
第5問	E	900,000
第5問	F	0.334
第5問	G	10
第5問	H	20
第5問	I	500,000
第5問	J	1+1
第5問	K	適用なし
第5問	L	100,000
第5問	M	500,000
第5問	N	1/2
第5問	O	6,599,250
第5問	P	150,000
第5問	Q	5
第5問	R	40,000
第5問	S	50,000
第5問	T	6,000
第5問	U	40
第5問	V	630,000
第5問	W	4,392,000
第5問	X	450,900
第5問	Y	400,000
第5問	Z	60,300